

2025年9月29日改訂

Q 1 共通義務確認訴訟とはどのようなものですか。

A 1 集团的消費者被害回復裁判手続の第1段階として、同じような被害を受けた多数の消費者に代わり、特定適格消費者団体が事業者を相手方（被告）として行う、金銭支払義務を確認するための訴訟です。

今回ホクネットが提起した共通義務確認訴訟は、(株)即決営業との間で電話勧誘販売により商品の売買契約や研修に係る役務の提供契約（以下「本件売買等契約」といいます。）を締結した消費者が、これをクーリング・オフした場合に、クーリング・オフの効果として(株)即決営業はその消費者が支払った代金全額を返還する支払義務があることの確認を求めるものです。

※詳しくは[こちら（動画リンク）](#)をご覧ください。

Q 2 (株)即決営業に支払をしたすべての人が対象となるのですか。

A 2 今回の共通義務確認訴訟では、(株)即決営業との間で、平成28年10月1日以降に電話勧誘販売により本件売買等契約を締結して、同訴訟の審理（口頭弁論）の最終日までに(株)即決営業に対しその代金の支払をしており、基準日までに(株)即決営業に対し本件売買等契約のクーリング・オフをした消費者を対象にしています。

Q 3 対象となる消費者は、どのようにして(株)即決営業から返金を受けることができるのですか。

A 3 第1段階の共通義務確認訴訟で(株)即決営業の支払義務を確認する判決が確定した場合に、対象となる消費者は、その後にホクネットが裁判所に申し立てる第2段階の簡易確定手続に参加することによって、自分で裁判を起こすよりも簡単な手続と低額の費用負担で返金を受けることができる可能性があります。

Q 4 必ず返金を受けられるのですか。

A 4 現時点においては、将来の返金に充てるための(株)即決営業の財産が確保されている訳ではありませんので、将来の返金が本当に実現できるかどうかは分かりません。

Q 5 第2段階の手続が開始されるのはいつですか。また、それを知ることは

できますか。

A 5 共通義務確認訴訟（第1段階）の結果、支払義務を確認する判決が確定してからです。第1段階の訴訟の進捗状況や、第2段階の手続が開始されたときには、ホクネットのホームページでお知らせします。また、下記の登録受付フォームから、氏名・住所等の連絡先や契約内容などを事前登録していただくと、登録者にはメールで第2段階の手続参加申込みのご案内を差し上げます。

※[登録受付フォーム：\(リンク\)](#)

Q 5 事前登録をすると、自動的に訴訟や手続に参加することになりますか。

A 5 いいえ。登録は被害の状況把握と被害回復手続に関する情報をお知らせするためのものであり、参加する義務や拘束は一切ありません。第2段階の簡易確定手続に参加される場合は、改めて、参加するための手続をとる必要があります。

Q 6 なぜ事前登録が必要なのですか。

A 6 今回の被害がどれほど広がっているかということ把握して裁判の資料にするためと、第2段階の簡易確定手続が開始された場合には、事前登録の連絡先を使って手続の対象となる方に情報をお知らせするためです。

Q 7 被害回復裁判手続の進捗状況はどうやって知ることができますか？

A 7 ホクネットのホームページにおいて、手続の進捗状況を随時お知らせしていきます。

Q 8 事前登録した内容は削除できますか。

A 8 はい。お申し出があれば、いつでも登録内容の削除を行います。

Q 9 事前登録のほかに、何か今しておくべきことはありますか。

A 9 (株)即決営業に支払をした人は、契約書、振込みの明細書、預金通帳など、支払いをした証拠となるものがあれば、必ず保管しておいてください（第2段階の手続において必要になる可能性があります。）。また、今回の集団的消費者被害回復裁判手続は、同社との契約をクーリング・オフした消費者が対象ですので、同社に対してクーリング・オフの通知書をまだ出していない方は、これを出していただく必要があります（Q 10を参照）。

Q 10 (株)即決営業にクーリング・オフの通知書を出すには、どのようにすればよいでしょうか。

A10 次の参考例のような通知書を作成し、コピーか画像（写真）などをお手元に残した上で、郵便局から同社宛に「特定記録郵便」か「（簡易）書留郵便」で送っていただくとよいでしょう。その際、郵便局から発行される「郵便物等受領証」も保管しておいてください。

#### クーリング・オフの通知書＜参考例＞

通 知 書	
私は、貴社との次の契約を、クーリング・オフにより解除します。	
契約年月日	●●年●月●日
商品名・役務名	●●●●
契約金額	●●円
私が支払った代金は返金してください。	
●●年●月●日	
（ご自身の住所） ●●●●●●●●	
（ご自身の氏名） ●●●●	
大阪市浪速区難波中二丁目1番地7号 なんば東ビル6F 株式会社即決営業 御中	

※同社の郵便番号は、〒556-0011です。

Q11 (株)即決営業に対する契約代金の支払が残っている状態で、今も支払の請求が続いているのですが、どうすればよいでしょうか。

A11 ホクネット（特定適格消費者団体）としては、同社からの個別の請求や訴訟に関して契約者の方から相談を受けることや受任をすることはできません。ご自身で個別に消費生活センターや弁護士等に相談してください。なお、クーリング・オフの方法についてはQ10を、訴訟や支払督促などの裁判手続を起こされた場合はQ13を、集団的消費者被害回復裁判手続への参加の可否についてはQ12やQ15をご参照ください。

## 【新たに寄せられたご質問と回答】

**Q 1 2** (株)即決営業からSNSで送られたURLからインターネットのWeb会議ツールを使って勧誘されたのですが、電話勧誘販売に当たるでしょうか。

A 1 2 特定商取引法2条3項の「電話をかけ」には、狭義の電話のみならず、インターネット回線による通話も含まれ、事業者がURLを送った場合「電話をかけ」に該当するものとされています（消費者庁Webサイト「特定商取引法ガイド・電話勧誘販売の解釈に関するQ&A」のA5参照）。したがって、消費者がそのような形でWeb会議ツールに接続して勧誘され、本件売買等契約の締結に至った場合、同法の電話勧誘販売に該当するものと考えられます。

※消費者庁Webサイトの上記Q&Aは[こちら（リンク）](#)をご覧ください。

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/telemarketing.html>

**Q 1 3** 個別の訴訟を提起されたのですが、どうすればよいでしょうか。

A 1 3 関連する共通義務確認訴訟が進行していても、事業者が個々の消費者に対して支払を求める訴訟をすることは可能であり、個別訴訟には自分で、あるいは弁護士に依頼するなどして対応する必要があります。もっとも、法律の規定により、関連する共通義務確認訴訟が行われている間は、個別訴訟の裁判所がその手続を中止できる仕組みがあります（消費者裁判手続特例法67条）。裁判所が個別訴訟の手続を中止した場合は、共通義務確認訴訟の結果が出るまで待つ、ということになります。

※詳しくは[こちら（リンク）](#)をご覧ください。

**Q 1 4** 集団的消費者被害回復裁判手続に参加するには、費用がかかりますか。

A 1 4 第1段階（共通義務確認訴訟）においては、事前登録された場合も含めて、消費者の方々に費用のご負担はありません。共通義務確認訴訟によって(株)即決営業の支払義務を確認する判決が確定した場合に、ホクネットが裁判所に申し立てる第2段階（簡易確定手続）において、対象消費者の方々が支払請求をホクネットに委任（授権）する際には費用が発生します。もっとも、この手続を利用することによって、自分で裁判を起こすよりも低額の費用負担で返金を受けることができる可能性があります。

Q 1 5 「契約書に『キャンセル不可』と記載されている」、「勧誘時に『解約できない』と言われた」、「クーリング・オフの通知を出したが、『無効』と言われた」、「契約期間の途中である」、「代金分割払いの途中である」、「代金回収業者が変更になり、それまでの口座自動引落が停止し、改めて口座登録を求められたが応じていない」、「複数の契約をしている」といった場合でも、クーリング・オフをすることや集団的消費者被害回復裁判手続に参加することができますか。

A 1 5 いずれの場合についても、クーリング・オフと集団的消費者被害回復裁判手続への参加ができる可能性があると考えます。

Q 1 6 「無料と案内されたセミナー後に高額な契約をさせられた」、「Z o o mで行われた勧誘で途中退席が許されなかった」、「教材がDVDと説明されたのに、USBであった」、「研修やセミナーの効果が曖昧である」といった場合は、どのような対応をすべきでしょうか。

A 1 6 こうした事情は、それぞれが問題となり得ますが、クーリング・オフはこうした事情に関わりなく行うものです。ホクネットが現在行っている集団的消費者被害回復裁判手続はクーリング・オフのみを理由としていますので、こうした事情の有無は原則として関係がありません。ただし、個別の交渉や訴訟を行う際には、これらの事情も問題にすることが考えられます。

Q 1 7 (株)即決営業からの請求に関し、消費生活センターやADR（裁判外紛争解決手続）に申し立てる際には、どのような資料が必要でしょうか。

A 1 7 申し立てされる先の消費生活センターやADR実施機関にお尋ねください。

Q 1 8 (株)即決営業との契約の代金をクレジットカードの分割払いで支払ったのですが、クレジットカードによる支払を止めることができますか。

A 1 8 個別の支払停止のことにに関して、ホクネットは相談を受けることや受任をすることができませんので、ご自身でクレジットカード会社に申し出るか、消費生活センターや弁護士等に相談するなどしてください。

**Q 19** クレジットカードの情報は伝えておらず、支払もしていませんが、支払の通知が続いており、無視している状態です。このまま放っておいて大丈夫でしょうか。

A 19 支払請求の通知があるということは契約が締結されている可能性があり、クーリング・オフの通知を出すなどの対応が考えられます。クーリング・オフの通知方法についてはQ 10をご参照ください。

**Q 20** 個別の交渉や訴訟で和解をした後でも、集団的消費者被害回復手続に参加することはできますか。

A 20 和解においては、それをもって最終的な決着とすることが通常ですので、その後に集団的消費者被害回復裁判手続に参加することはできません。なお、和解した際に、重要な誤解があったような場合には和解を取り消すことができる可能性があると考えられますが、一般的には和解を覆すことは難しいです。